

健康だより

皆さんが健康で安心して働けるように、一人ひとりが心がけていきましょう。



二次検査を受けましょう！



Dr.K

自分では「健康だ」と思っているにもかかわらず、気づかぬうちに病が徐々に進行している場合があります。

特に生活習慣病の多くは、倒れる直前まで自覚症状がほとんどないのが特徴です。実際に本学では、精密検査が必要だったにもかかわらず、未受診のまま死亡した例も出ています。自覚症状が出てから病院に行く方もいますが、その段階では病気が進行しており、手遅れということも少なくありません。



一次健康診断が終了し、結果が通知される時期になりました。
二次検査(精密検査)の受診率向上のためH29年度は以下の点を改善しています。

1. 早期受診勧奨(1月→10月へ変更)
2. 二次検査初回時の職務専念義務免除(勤務時間中に受診可能)
3. 労災保険二次健康診断給付対象者の拡大(精密検査無料受診者の対象拡大)

二次検査(精密検査)を通知されている職員の方は12月末までに受診をお願いします。

“自己保健義務”と“安全配慮義務”



「二次検査について～法律・その他のお知らせ～」

職員自身がその健康保持増進に努めるものとする(労働安全衛生法第66条の7第2項、69条第2項)“自己保健義務”の履行のためにも、二次検査を通知されている職員の方は12月末までに受診が必要です。

また、長崎大学・病院(各部局の上司)は“安全配慮義務”により職員の生命や身体、心身の健康などの安全が確保されるよう配慮しないとできません(労働契約法第5条)。そのため、H29年1月より長崎大学理事(総務担当)の承認を得て、12月末までに二次検査を受診されなかった職員の方で、高リスクと産業医が判断した職員の方には上司にも受診勧奨を通知することとなりました。



胃がんリスク層別化検査(ABC分類)を受けた方で、結果がB, C, D判定のいずれかとなった場合は必ず内視鏡検査を受けて下さい。
※除菌治療を受けた方は、引き続き、定期的な内視鏡検査を受けましょう。